

神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項及び神奈川県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第25号）第2条1項の規定に基づき、平成19年10月1日から平成20年3月31日までの神奈川県後期高齢者医療広域連合の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成20年6月10日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石渡 徳一

神奈川県後期高齢者医療広域連合の財政状況

1 歳入歳出予算の執行状況

(平成19年10月1日～平成20年3月31日)

歳 入

(単位 千円)

款	予算現額 A	当該期間の 収入済額	累計 収入済額 B	執行率 B/A	説 明
1 分担金及び負担金	1,427,724	840,627	1,411,182	98.8%	構成市町村からの負担金
2 繰越金	63,630	0	63,630	100.0%	前年度からの繰越金
3 諸収入	2	1,690	2,122	106100.0%	預金利子等
4 国庫支出金	1,533,686	1,533,689	1,533,689	100.0%	
合 計	3,025,042	2,376,006	3,010,623	99.5%	

歳 出

(単位 千円)

款	予算現額 A	当該期間の 支出済額	累計 支出済額 B	執行率 B/A	説 明
1議会費	2,326	459	893	38.4%	議会運営に係る費用
2総務費	3,017,719	1,982,569	2,026,591	67.2%	広域連合運営、市町村派遣職員人件費、被保険者証発行等及び電算システム整備等に係る費用
3 予備費	4,997	0	0	0.0%	予算外の支出等に対応するための費用
合 計	3,025,042	1,983,028	2,027,484	67.0%	

<注> 歳入の累計収入済額及び歳出の累計支出済額は、平成20年3月31日現在の状況であり、決算額とは異なります。

2 住民の負担状況

平成19年度については、医療給付等の事業が開始されていないことから、住民からの直接負担はありません。

3 財産、公債及び一時借入金の現在高

(1)財産

(単位 千円)

区分	3月末現在高	説明
公有財産	なし	
物 品	なし	
債 権	なし	
基 金	1,481,584	後期高齢者医療制度臨時特例基金※

※後期高齢者医療制度臨時特例基金は、被扶養者であった被保険者の保険料の減額措置や広報啓発に要する費用などに充てるため、国から交付された交付金を積立てる目的で設立された基金です。

(2)公債

3月末現在高 0 円

※公債費とは、特定財源に充てるために資金を借り入れ、その返済が一会計年度を越えて行なわれる債務のことをいいます。

(3)一時借入金

3月末現在高 0 円

※一時借入金とは、一會計年度内において歳計現金が不足した場合に借り入れる資金のことをいいます。

<財政の動向及び財政方針>

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、県内全ての市町村が加入している特別地方公共団体として、平成19年1月11日に設立し、平成20年4月の制度開始に向け準備事務を開始しました。

広域連合の運営に携わる職員は、県内市町村から派遣され、運営に係る経費の主な財源は、県内市町村からの負担金によって賄われております。

平成19年度は、制度開始に向けた準備事務として、後期高齢者医療に関する条例(保険料率等)を制定するほか、各種申請書等の印刷、電算処理機器の借上げ、電算処理システムの構築などを行いました。また、制度施行時の資格取得者に対し、被保険者証を交付しました。

制度開始となる平成20年度には、円滑な運用を図るため、電算処理システムの整備をはじめ、新規資格取得者等に対する被保険者証の発行、各種申請書等の印刷、療養給付費等申請に対する審査支払事務などを行います。

また、広報紙の発行、リーフレットや小冊子の作成、モニター制度の導入、コールセンターの設置等、広報の充実を図ります。

これらを実施するに当たっては、県内市町村との連携を図りながら広域連合の効率的な運営に努めます。